

健 取 団

消費者向けパンフレット改訂

省令改正
方針受け

「若年成人」対応を明記

健康関連取引適正事業団（事務局・名古屋市東区、赤堀真二理事長）は消費者向けパンフレットを改訂、来年1月から加盟企業による利用を始め。消費者トラブルの未然防止対策を「若年成人」も対象に取り組むことを示した。消費者相談室は有料の番号に加え、無料のフリー・ボイスを案内する。

パンフレットは「安心のしおり」（B5サイズ）

・両面カラードで、改訂は6年ぶり。1万部を刷り、会員に1部20円で販売する（最低単位は100部）。会員には、新規契約の消費者に対する配布を義務付け、宣伝講習

販売の場合は会場での定期配布も求めている。改訂バージョンのパンフレットは、裏面で取引適正マークを現行バージョンより大きく表示。事業団が発行し、会員の販売員に携帯を義務付けての見本を新たに掲載した。

年成人も加えた。

今春、消費者庁が、特

定商取引法の省令改正に

よって判断力不足便乗契

約の相手方に若年成人が

含まれることを明記する

方針を示しており、これ

を受けた改訂となる。

「（若年成人は）訪問販

売のお客様となる可能性

がある」「23歳未満としたのは大学生を想定した

年成人も加えた。

今春、消費者庁が、特

定商取引法の省令改正に

よって判断力不足便乗契

約の相手方に若年成人が

含まれることを明記する

方針を示しており、これ

を受けた改訂となる。

「（若年成人は）訪問販

売のお客様となる可能性

がある」「23歳未満としたのは大学生を想定した

年成人も加えた。

今春、消費者庁が、特

定商取引法の省令改正に

よって判断力不足便乗契

約の相手方に若年成人が

含まれることを明記する

方針を示しており、これ

を受けた改訂となる。

「（若年成人は）訪問販

売のお客様となる可能性

がある」「23歳未満としたのは大学生を想定した

年成人も加えた。

今春、消費者庁が、特

定商取引法の省令改正に

よって判断力不足便乗契

約の相手方に若年成人が

含まれることを明記する

方針を示しており、これ

を受けた改訂となる。

「（若年成人は）訪問販

売のお客様となる可能性

がある」「23歳未満としたのは大学生を想定した

年成人も加えた。

今春、消費者庁が、特

定商取引法の省令改正に

よって判断力不足便乗契

約の相手方に若年成人が

含まれることを明記する

方針を示しており、これ

を受けた改訂となる。

「（若年成人は）訪問販

売のお客様となる可能性

がある」「23歳未満としたのは大学生を想定した

年成人も加えた。

今春、消費者庁が、特

定商取引法の省令改正に

よって判断力不足便乗契

約の相手方に若年成人が

含まれることを明記する

方針を示しており、これ

を受けた改訂となる。

「（若年成人は）訪問販

売のお客様となる可能性

がある」「23歳未満としたのは大学生を想定した

年成人も加えた。

今春、消費者庁が、特

定商取引法の省令改正に

よって判断力不足便乗契

約の相手方に若年成人が

含まれることを明記する

方針を示しており、これ

を受けた改訂となる。

「（若年成人は）訪問販

売のお客様となる可能性

がある」「23歳未満としたのは大学生を想定した

年成人も加えた。

今春、消費者庁が、特

定商取引法の省令改正に

よって判断力不足便乗契

約の相手方に若年成人が

含まれることを明記する

方針を示しており、これ

を受けた改訂となる。

「（若年成人は）訪問販

売のお客様となる可能性

がある」「23歳未満としたのは大学生を想定した

年成人も加えた。

今春、消費者庁が、特

定商取引法の省令改正に

よって判断力不足便乗契

約の相手方に若年成人が

含まれることを明記する

方針を示しており、これ

を受けた改訂となる。

「（若年成人は）訪問販

売のお客様となる可能性

がある」「23歳未満としたのは大学生を想定した

年成人も加えた。

今春、消費者庁が、特

定商取引法の省令改正に

よって判断力不足便乗契

約の相手方に若年成人が

含まれることを明記する

方針を示しており、これ

を受けた改訂となる。

「（若年成人は）訪問販

売のお客様となる可能性

がある」「23歳未満としたのは大学生を想定した

年成人も加えた。

今春、消費者庁が、特

定商取引法の省令改正に

よって判断力不足便乗契

約の相手方に若年成人が

含まれることを明記する

方針を示しており、これ

を受けた改訂となる。

「（若年成人は）訪問販

売のお客様となる可能性

がある」「23歳未満としたのは大学生を想定した

年成人も加えた。

今春、消費者庁が、特

定商取引法の省令改正に

よって判断力不足便乗契

約の相手方に若年成人が

含まれることを明記する

方針を示しており、これ

を受けた改訂となる。

「（若年成人は）訪問販

売のお客様となる可能性

がある」「23歳未満としたのは大学生を想定した

年成人も加えた。

今春、消費者庁が、特

定商取引法の省令改正に

よって判断力不足便乗契

約の相手方に若年成人が

含まれることを明記する

方針を示しており、これ

を受けた改訂となる。

「（若年成人は）訪問販

売のお客様となる可能性

がある」「23歳未満としたのは大学生を想定した

年成人も加えた。

今春、消費者庁が、特

定商取引法の省令改正に

よって判断力不足便乗契

約の相手方に若年成人が

含まれることを明記する

方針を示しており、これ

を受けた改訂となる。

「（若年成人は）訪問販

売のお客様となる可能性

がある」「23歳未満としたのは大学生を想定した

年成人も加えた。

今春、消費者庁が、特

定商取引法の省令改正に

よって判断力不足便乗契

約の相手方に若年成人が

含まれることを明記する

方針を示しており、これ

を受けた改訂となる。

「（若年成人は）訪問販

売のお客様となる可能性

がある」「23歳未満としたのは大学生を想定した

年成人も加えた。

今春、消費者庁が、特

定商取引法の省令改正に

よって判断力不足便乗契

約の相手方に若年成人が

含まれることを明記する

方針を示しており、これ

を受けた改訂となる。

「（若年成人は）訪問販

売のお客様となる可能性

がある」「23歳未満としたのは大学生を想定した

年成人も加えた。

今春、消費者庁が、特

定商取引法の省令改正に

よって判断力不足便乗契

約の相手方に若年成人が

含まれることを明記する

方針を示しており、これ

を受けた改訂となる。

「（若年成人は）訪問販

売のお客様となる可能性

がある」「23歳未満としたのは大学生を想定した

年成人も加えた。

今春、消費者庁が、特

定商取引法の省令改正に

よって判断力不足便乗契

約の相手方に若年成人が

含まれることを明記する

方針を示しており、これ

を受けた改訂となる。

「（若年成人は）訪問販

売のお客様となる可能性

がある」「23歳未満としたのは大学生を想定した

年成人も加えた。

今春、消費者庁が、特

定商取引法の省令改正に

よって判断力不足便乗契

約の相手方に若年成人が

含まれることを明記する

方針を示しており、これ

を受けた改訂となる。

「（若年成人は）訪問販

売のお客様となる可能性

がある」「23歳未満としたのは大学生を想定した

年成人も加えた。

今春、消費者庁が、特

定商取引法の省令改正に

よって判断力不足便乗契

約の相手方に若年成人が

含まれることを明記する

方針を示しており、これ

を受けた改訂となる。

「（若年成人は）訪問販

売のお客様となる可能性

がある」「23歳未満としたのは大学生を想定した

年成人も加えた。

今春、消費者庁が、特

定商取引法の省令改正に

よって判断力不足便乗契

約の相手方に若年成人が

含まれることを明記する

方針を示しており、これ

を受けた改訂となる。

「（若年成人は）訪問販

売のお客様となる可能性

がある」「23歳未満としたのは大学生を想定した

年成人も加えた。

今春、消費者庁が、特

定商取引法の省令改正に

よって判断力不足便乗契

約の相手方に若年成人が

含まれることを明記する

方針を示しており、これ

を受けた改訂となる。

「（若年成人は）訪問販

売のお客様となる可能性

がある」「23歳未満としたのは大学生を想定した

年成人も加えた。